

令和5年第5回
市議会定例会(12月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

◆ 令和5年度会計別予算額一覧	3
◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧	4
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 12月補正予算 主要事項	7
◆ 条例関連議案	30
◆ その他議案	35
◆ 報 告	38

◆ 令和5年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	12月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		48,721,896	2,742,049	51,463,945	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,273,883	△ 3,288	7,270,595	
	国民健康保険診療所費	31,300	1,110	32,410	
	と畜場費	3,300		3,300	
	宅地造成事業	20,800		20,800	
	休日急患診療所費	22,400	239	22,639	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	228,000		228,000	
	介護保険事業	保険事業勘定	9,063,875	16,951	9,080,826
		介護サービス事業勘定	44,263	685	44,948
	下夜久野地区財産区管理会	135		135	
	後期高齢者医療事業	2,359,600	960	2,360,560	
小 計		19,047,556	16,657	19,064,213	
企 業 会 計	水道事業	4,424,600		4,424,600	
	下水道事業	9,732,100	—	9,732,100	
	病院事業	福知山市民病院	18,987,963	432,590	19,420,553
		大江分院	878,537		878,537
		19,866,500	432,590	20,299,090	
小 計		34,023,200	432,590	34,455,790	
合 計		101,792,652	3,191,296	104,983,948	

◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
01 市税	11,849,531		11,849,531
02 地方譲与税	481,845		481,845
03 利子割交付金	4,000		4,000
04 配当割交付金	90,000		90,000
05 株式等譲渡所得割交付金	62,000		62,000
06 地方消費税交付金	1,950,000		1,950,000
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08 自動車取得税交付金	1		1
09 環境性能割交付金	60,000		60,000
10 法人事業税交付金	200,000		200,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000		25,000
12 地方特例交付金	75,000		75,000
13 地方交付税	11,270,000		11,270,000
14 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
15 分担金及び負担金	176,203	14,298	190,501
16 使用料及び手数料	1,244,279		1,244,279
17 国庫支出金	7,269,726	1,209,162	8,478,888
18 府支出金	3,013,186	217,824	3,231,010
19 財産収入	484,249		484,249
20 寄附金	395,962		395,962
21 繰入金	2,705,678	653,951	3,359,629
22 諸収入	1,013,185		1,013,185
23 市債	6,281,200	277,500	6,558,700
24 繰越金	54,851	369,314	424,165
一般会計 合計	48,721,896	2,742,049	51,463,945

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
01 議会費	328,198	△ 5,837	322,361
02 総務費	5,355,318	277,975	5,633,293
03 民生費	15,280,215	737,493	16,017,708
04 衛生費	7,115,372	277,668	7,393,040
05 労働費	18,220		18,220
06 農林業費	1,351,241	9,919	1,361,160
07 商工費	832,200	5,058	837,258
08 土木費	4,103,107	15,416	4,118,523
09 消防費	2,743,510	7,674	2,751,184
10 教育費	5,660,295	44,783	5,705,078
11 公債費	5,295,220	500,000	5,795,220
12 予備費	50,000		50,000
13 災害復旧費	589,000	871,900	1,460,900
一般会計 合計	48,721,896	2,742,049	51,463,945

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	第6号補正額	補正後の額
人 件 費	6,934,790	173,263	7,108,053
うち 議 員 給 与 費	157,240	△ 4,547	152,693
うち 職 員 給 与 費	5,856,955	156,016	6,012,971
物 件 費	5,924,303	324,941	6,249,244
維 持 補 修 費	308,986		308,986
扶 助 費	8,710,350	△ 515	8,709,835
補 助 費 等	7,335,396	830,615	8,166,011
投 資 的 経 費	9,568,496	897,919	10,466,415
うち 人 件 費	690,870		690,870
普 通 建 設 費	8,979,496	26,019	9,005,515
補 助 事 業 費	2,889,138	18,019	2,907,157
単 独 事 業 費	6,090,358	8,000	6,098,358
災 害 復 旧 費	589,000	871,900	1,460,900
公 債 費	5,295,220	500,000	5,795,220
積 立 金	858,517		858,517
出 資 金 ・ 貸 付 金	282,086		282,086
繰 出 金	3,453,752	15,826	3,469,578
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	48,721,896	2,742,049	51,463,945

◆ 12月補正予算 主要事項

(単位：千円)

区分/政策名 事業名		補正額	区分	ページ	
緊急対策 ・原油価格 ・物価高騰	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	669,470	継続	9	
	小計(1事業)		669,470		
災害復旧	土木施設災害復旧事業	604,700	—	10	
	農地・農業用施設災害復旧事業	184,000	—	11	
	林道施設災害復旧事業	77,900	—	12	
	安心・安全の森づくり事業	5,000	—	13	
	小規模治山事業	8,000	—	14	
	大江支所施設災害復旧事業	5,300	—	15	
	災害等廃棄物処理事業	283,175	—	16	
小計(7事業)		1,168,075			
一般会計	③ 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち				
	民間保育所施設整備事業	18,019	継続	17	
	④ 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち				
	はばたけ世界へ 中学生短期留学事業		債務負担行為設定	継続	18
	⑨ 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち				
	社会保障・税番号制度実施に係る整備等事業	10,361	継続	19	
	○ その他一般事業				
	自治体システム標準化・共通化事業	7,212	継続	20	
	法改正等に伴うシステム更新	4,223	継続	21	
	地方債繰上償還金	500,000	継続	22	
補助金等償還事業	176,115	継続	23		
人件費補正	172,748	継続	24		
小計(8事業)		888,678			
繰出金補正	国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費補正)	△ 3,434	継続	26	
	国民健康保険診療所費特別会計繰出金(人件費補正)	1,110	継続	26	
	休日急患診療所費特別会計繰出金(人件費補正)	239	継続	26	
	介護保険事業特別会計繰出金(人件費補正)	16,951	継続	26	
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(人件費補正)	960	継続	26	
小計(5事業)		15,826			
一般会計(補正第6号)		21事業 計	2,742,049		

(単位：千円)

	事業名	補正額	区分	ページ
特別会計・ 企業会計	【国民健康保険事業特別会計】（補正第2号） 人件費補正	△ 3,288	継続	24
	【国民健康保険診療所費特別会計】（補正第1号） 人件費補正	1,110	継続	24
	【休日急患診療所費特別会計】（補正第1号） 人件費補正	239	継続	24
	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】（補正第2号） 人件費補正	16,951	継続	24
	【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】（補正第2号） 人件費補正	685	継続	24
	【後期高齢者医療事業特別会計】（補正第1号） 人件費補正	960	継続	24
	【下水道事業会計】（補正第1号）	特例的収入・支出の確定 —	—	27
	【病院事業会計】（補正第1号）	432,590	継続	28
特別会計・企業会計 7会計 計		449,247		

◆繰越明許費について

一般会計 社会保障・税番号制度実施に係る整備等事業 ほか8件

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に、迅速に支援を届けることとして、物価高対策のための「重点支援地方交付金」1.1兆円が低所得世帯支援枠として追加的に拡大されました。

また、引き続き地域の実情に応じて、困難な状況にあるものをしっかり支えるとの観点から同交付金0.5兆円の追加を行う旨が盛り込まれました。

区 分	原油価格・物価高騰緊急対策					(単位：千円)
事業名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
669,470	国	府	市債	その他	一般財源	292,313
	669,470					補正後予算額 961,783
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠が追加的に拡大されました。これを受けて、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり7万円を支給します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>①住民税非課税世帯〔対象世帯（見込）9,300世帯〕 国が示す基準日において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>②家計急変世帯〔対象世帯（見込）50世帯〕 ①のほか、令和5年1月以降にエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>(2) 給付額 1世帯あたり7万円</p> <p>(3) 申請方法</p> <p>①住民税非課税世帯向け給付 プッシュ型支給（対象者には確認書を送付します。）</p> <p>②家計急変世帯向け給付 申請による支給（判定基準及び審査があります。）</p> <p>(4) 支給方法 申請者の指定する金融機関の口座へ振込</p> <p>(5) 確認書送付時期 2月中旬（予定）</p> <p>(6) 給付時期 3月上旬以降（予定）</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費</p> <p>需用費 100千円（消耗品等）</p> <p>役務費 2,870千円（郵送料、広告料、振込手数料）</p> <p>委託料 12,000千円（システム改修、封入封緘業務、人材委託業務等）</p> <p>負担金補助及び交付金 654,500千円（給付金）</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金 地方創生臨時交付金 669,470千円</p>						
担当課	福祉保健部社会福祉課			電話	直通 24-7087 内線 2134	

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	土木施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
604,700	国	府	市債	その他	一般財源	395,000
	364,515		240,100		85	補正後予算額 999,700

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により、被災した道路及び河川等を緊急的に復旧することにより、市民の安心・安全な生活を確保し、市民生活の向上につなげます。

2 事業の内容

被災した道路及び河川等の復旧工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費
工事請負費 604,700千円
(河川37箇所・道路39箇所・橋りょう1箇所・その他1箇所)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 災害復旧費国庫負担金
土木施設災害復旧費負担金

工事請負費 546,500千円×補助率66.7%≒364,515千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債

土木施設災害復旧事業債(現年・補助) 181,900千円

国庫補助対象分 (546,500千円－国費364,515千円)×100%≒181,900千円

土木施設災害復旧事業債(現年・単独) 58,200千円

国庫補助対象外分 58,200千円×100%=58,200千円



市道
金屋阿良須線
かなやあらすせん



普通河川
古地川
ふるちがわ

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4221
-----	------------	----	--------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	農地・農業用施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
184,000	国	府	市債	その他	一般財源	152,000
		147,400	24,700	9,140	2,760	補正後予算額 336,000

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により被災した農地・農業用施設を復旧し、営農活動の早期再開につなげます。

2 事業の内容

令和5年台風第7号により被災した農地・農業用施設の復旧工事を実施します。

○農地災害復旧工事箇所数 14箇所

○施設災害復旧工事箇所数 1箇所

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費 (目) 農林施設等災害復旧費
工事請負費 184,000千円

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金
農業費分担金 9,140千円

農地: 182,000千円×5%=9,100千円

施設: 2,000千円×2%=40千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 災害復旧費府補助金

農林施設等災害復旧費補助金 147,400千円

農地: 182,000千円×80%=145,600千円

施設: 2,000千円×90%=1,800千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債

農林施設等災害復旧事業債(現年・補助) 24,700千円

(工事請負費184,000千円－補助金147,400千円－分担金9,140千円)

×90%≒24,700千円



喜多地内
(農地・田)



長尾地内
(施設・水路)

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7042 内線 4115
-----	----------	----	--------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	林道施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
77,900	国	府	市債	その他	一般財源	42,000
		66,424	5,800	3,458	2,218	補正後予算額 119,900

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により被災した林道施設を復旧し、森林整備の早期再開につなげます。

2 事業の内容

令和5年台風第7号により被災した林道施設の復旧工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費 (目) 農林施設等災害復旧費
 工事請負費 77,900千円
 (補助対象工事(18路線) : 72,200千円 単独工事(19路線) : 5,700千円)

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金
 林業費分担金 3,458千円
 補助 : $72,200千円 \times 4\% = 2,888千円$
 単独 : $5,700千円 \times 10\% = 570千円$

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 災害復旧費府補助金
 農林施設等災害復旧費補助金 66,424千円
 補助対象工事 $72,200千円 \times 92\% = 66,424千円$

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債
 農林施設等災害復旧事業債(現年・補助) 2,500千円
 (補助対象工事72,200千円 - 補助金66,424千円 - 分担金2,888千円)
 $\times 90\% \div 2,500千円$

農林施設等災害復旧事業債(現年・単独) 3,300千円
 (単独工事5,700千円 - 分担金570千円) $\times 65\% \div 3,300千円$



林道
ユズロ線



林道
高畑線

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7081 内線 4133
-----	-------------	----	--------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	安心・安全の森づくり事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
5,000	国	府	市債	その他	一般財源	12,596
				5,000		補正後予算額 17,596

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により被災した林道・作業道を復旧し、森林整備の早期再開や二次災害の防止につなげます。

2 事業の内容

令和5年台風第7号により被災した林道・作業道において、国・府補助の対象としない箇所の復旧を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 林業費 (目) 林業振興費
委託料(作業道復旧) 5,000千円 (10路線)

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金
林業費分担金 500千円
 $5,000千円 \times 10\% = 500千円$

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
森林環境譲与税基金繰入金 4,500千円
 $5,000千円 - 分担金500千円 = 4,500千円$



公手の谷被災状況



上佐々木被災状況

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7081 内線 4133
-----	-------------	----	--------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	小規模治山事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
8,000	国	府	市債	その他	一般財源	6,000
		4,000		1,200	2,800	補正後予算額 14,000

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により被災した人家裏等の林地の崩壊箇所について、府の補助事業としての採択を受けることにより、受益者負担及び市負担の軽減を図るとともに、被災箇所の早期復旧により林地を安定させ、安全確保につなげます。

2 事業の内容

令和5年台風第7号により被災した人家裏の林地を復旧するため、京都府小規模治山事業の補助対象となる箇所の治山工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 林業費 (目) 林業振興費
工事請負費 8,000千円 (1工区 (河守地区))

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金
林業費分担金 1,200千円

$8,000千円 \times 15\% = 1,200千円$

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金
林業費補助金 4,000千円

$8,000千円 \times 50\% = 4,000千円$



河守地区被災状況

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7081 内線 4133
-----	-------------	----	--------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	大江支所施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
5,300	国	府	市債	その他	一般財源	—
			5,300			補正後予算額 5,300

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号により発生した古地川の氾濫による公園内への土砂流入、藤の根の洗堀、駐車場法面の崩壊など大きな被害を受けたオノ神の藤公園施設と京都府指定の天然記念物である藤の木の周辺環境を速やかに従前の状態に復旧します。

2 事業の内容

オノ神の藤公園内を速やかに従前の状態に復旧します。復旧に際しては、藤の木への影響が最小限となるよう樹木医等と調整のうえ、実施します。

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) その他公共施設・公用施設災害復旧費

(目) その他公共施設・公用施設災害復旧費

工事請負費 オノ神の藤公園災害復旧工事 5,300千円

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債

その他公共施設・公用施設災害復旧事業債 (現年・単独)

事業費5,300千円×100%=5,300千円



被災直後のオノ神の藤公園



崩壊した駐車場法面の状況

担当課	地域振興部大江支所	電話	直通 56-1101 内線75-9321
-----	-----------	----	----------------------

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	災害等廃棄物処理事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
283,175	国	府	市債	その他	一般財源	94,600
	141,587				141,588	補正後予算額 377,775

1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号による災害発生以後、市民と行政が一体となって迅速な災害復旧を進めてきました。

こうした中で、環境パークには8,000トンを超える災害廃棄物の搬入を見込んでおり、今後適正に処理していく必要があります。また、被災家屋の所有者からの申請により被災地域で詳細調査を行った結果、新たな全壊判定家屋や、民地内に流入した多量の土砂まじりがれき等の存在が判明しています。

こうした状況をふまえ、災害廃棄物を迅速・適正に処理し、地域における生活環境保全を図ります。

2 事業の内容

- (1) 令和5年台風第7号により発生し、環境パークへ搬入された災害廃棄物の適正処理
- (2) 罹災した損壊家屋等の詳細調査により、新たに判明した全壊判定家屋等の撤去及び事業実施上必要な安全対策
- (3) 被災家屋等の敷地内に流入した多量の土砂混じりがれきや木くず等の撤去・資源化・処分

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じん芥処理費

委託料 283,175千円

- ・ 処理困難物・リサイクル法対象廃棄物処理業務 1,682千円
- ・ 被災家屋撤去及び適正処理業務 47,683千円
- ・ 環境パーク内災害等廃棄物資源化・処分業務 233,810千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

(目) 衛生費国庫補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金

141,587千円(補助率:事業費の1/2)



発生した災害廃棄物の状況

担当課	市民総務部生活環境課	電話	直通 22-1827 内線 6110
-----	------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					(単位:千円)
事業名	民間保育所施設整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
18,019	国	府	市債	その他	一般財源	126,472
	16,017		1,600		402	補正後予算額 144,491
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>社会福祉法人等が運営する民間保育所等における施設の老朽化に伴う改修や新規施設の開設、定員拡大に必要な増改築等に係る費用に対して補助金を交付することにより、保育環境の整備と保育の受け皿の確保を図ります。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>保留・待機児童の早期解消に向けた受け皿確保を図るため、小規模保育事業所が実施する新園開設に向けた施設の整備に必要な既存施設改修工事等に係る費用の一部を補助します。</p> <p>(1) 補助交付先 合同会社おとのもり保育園</p> <p>(2) 整備内容 令和6年6月開園予定(定員19名予定)新園開設に係る既存建物改修工事 (新設に伴う既存施設改修工事費、備品購入費等)</p> <p>(3) 交付予定額 18,019千円(国+市) (補助基準額24,026千円の3/4) [負担割合:国2/3、市1/12、設置主体1/4]</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 負担金補助及び交付金 18,019千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金 保育対策総合支援事業 16,017千円</p> <p>(款) 市債 (項) 市債 (目) 民生債 社会福祉施設整備事業債 1,600千円 (24,026千円×市負担割合1/12)×80%≒1,600千円</p>						
担当課	福祉保健部子ども政策室			電話	直通 24-7083 内線 6260	

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					(単位:千円)
事業名	はばたけ世界へ 中学生短期留学事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	—
						補正後予算額
						—

債務負担行為の設定

(単位:千円)

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
海外短期留学 実施業務	令和5年度 ～ 令和6年度	15,770	7,885	—	7,885	—

1 事業の背景・目的

新たな価値観や多様性を受け入れ未来を切り拓く、国際感覚を持った人材の育成を図るため、海外短期留学を実施し、次代を担う中学生が、国際交流を通じて成長できる契機とします。

また、将来的に地域経営のアイデアを有したグローバル人材の育成へとつなげます。

2 事業の内容

令和6年8月に中学2年生15人を対象として、カナダへ10日間の海外短期留学を計画しています。留学の円滑かつ効率的な推進に向けて、留學生徒の募集・選考や留学先・航空機座席の予約等の渡航準備を年度開始前から行う必要があるため、債務負担行為を設定します。



令和5年度 海外留学の様子

3 事業費

- (1) 期 間 令和5年度～令和6年度
- (2) 限 度 額 15,770千円 令和6年度に予算計上
- (3) 支出科目 (款) 教育費 (項) 社会教育費
(目) 社会教育総務費・委託料

4 主な特定財源等予定

- (款) 府支出金 (項) 府補助金
- (目) 教育費府補助金
はばたけ世界へ中学生短期留学事業
(きょうと地域連携交付金) 7,885千円
- (款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
ふるさと創生事業基金繰入金 7,885千円



担当課	教育委員会生涯学習課	電話	直通 24-7064 内線 5143
-----	------------	----	--------------------

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					(単位:千円)
事業名	社会保障・税番号制度実施に係る整備等事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,361	国	府	市債	その他	一般財源	7,816
	10,361					補正後予算額 18,177

1 事業の背景・目的

現在、国において、マイナンバーカードの国外利活用促進や、各種申請手続きにおける利便性向上の取組みが進められています。こうした中、マイナンバー法等（戸籍法、住基法、デジタル手続法）の一部が令和5年6月に改正され、戸籍や住民票、マイナンバーカード等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することとされました。これに伴い、本市においても関連する各種システムを改修し、市民がマイナンバーカードを利活用できる環境を整備します。

[根拠法令]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）、戸籍法、住民基本台帳法（住基法）、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法）

2 事業の内容

国の定める仕様により、戸籍、戸籍の附票における氏名の振り仮名の公証、またマイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記、西暦生年月日の記載に対応できるようシステムを改修します。



振り仮名等記載後のマイナンバーカードイメージ図

3 事業費の内訳

(款) 総務費	(項) 戸籍住民基本台帳費	(目) 戸籍住民基本台帳費
委託料	10,361千円	戸籍情報システム改修費 4,026千円
		戸籍附票システム改修費 1,628千円
		住基ネットシステム改修費 1,785千円
		基幹業務支援システム改修費 2,922千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金	(項) 国庫補助金	(目) 総務費国庫補助金
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金 10,361千円

担当課	市民総務部市民課	電話	直通 24-7014 内線 2246
-----	----------	----	--------------------

区 分	その他一般事業					(単位:千円)
事業名	自治体システム標準化・共通化事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,212	国	府	市債	その他	一般財源	16,188
	7,212					補正後予算額 23,400

1 事業の背景・目的

現在、国において、地方公共団体が基本的な事務を処理するためにそれぞれ使用している情報システムを標準化することで、事務の効率化、自治体間の連携や住民サービスの向上をめざす取り組みが進められています。本市においても、令和7年度末までに、国より指定される20業務のシステムを標準準拠システムに移行することとしています。

こうした中で、令和5年9月に開催された「京都府自治体情報化推進協議会」の標準化対応検討会にて、標準準拠システム移行データの検証方式及び必要な移行データ検証用環境の仕様が定まったため、現行システムを利用している府内市町村共同で、標準化に向けた検証用環境を構築します。

2 事業の内容

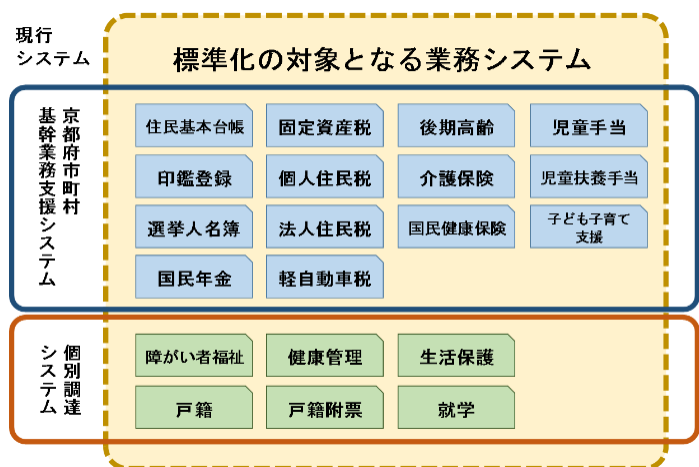
- (1) 標準準拠システムへの移行用データ検証用サーバ環境の構築
- (2) 標準準拠システムへの移行用データ検証作業用端末の構築

3 事業費の内訳

- (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費
委託料(移行用データ検証環境の構築) 7,212千円

4 主な特定財源

- (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金
(目) 総務費国庫補助金
デジタル基盤改革支援補助金
(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)
7,212千円 (10/10)



標準化対象の20業務システムの内容と現行システムの状況

担当課	市民総務部デジタル政策推進課	電話	直通 24-7060 内線 3122
-----	----------------	----	--------------------

区 分	その他一般事業					(単位:千円)
事業名	法改正等に伴うシステム更新					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
4,223	国	府	市債	その他	一般財源	8,077
					4,223	補正後予算額 12,300
<p>1 事業の背景・目的 森林環境税の賦課徴収が令和6年度に開始となることに伴い、課税システム（市町村基幹業務システム）の変更が必要となるため、システム改修を行います。</p> <p>2 事業の内容 改修内容について、令和5年8月に総務省から本制度の詳細に係る通知があり、収滞納業務における改修が追加となりました。 これにより、改修工数が増加し、改修費用が増額となる見込みとなったため、事業費の補正を行います。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費 システム改修に係る委託料 4,223千円</p>						
担当課	財務部税務課			電話	直通 24-7024 内線 3353	

区 分	公債費補正					(単位:千円)
事業名	地方債繰上償還金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
500,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
					500,000	補正後予算額 500,000

1 事業の背景・目的

本市の普通会計決算における地方債残高は減少傾向であり、実質公債費比率も令和元年度以降改善を続けているところです。

引き続き、健全な財政構造を維持しつつ、将来の公債費負担を軽減するために、地方債の繰上償還を実施し、必要な行政サービスの維持に寄与します。

2 事業の内容

減債基金を活用して、地方債の繰上償還を行います。

【令和5年度地方債繰上償還予定額】

繰上償還額 500,000千円

○繰上償還による公債費削減見込額 (千円)

	一般会計
令和6年度	△300,000
令和7年度	△200,000
合 計	△500,000

(※百万円未満切捨て表示)

3 事業費の内訳

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元利償還金
償還金 500,000千円 (地方債繰上償還金)

担当課	財務部財政課	電話	直通 24-7035 内線 3325
-----	--------	----	--------------------

区 分	補助金等償還					(単位:千円)
事業名	補助金等償還事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
176,115	国	府	市債	その他	一般財源	10,000
					176,115	補正後予算額 186,115
<p>1 事業の背景・目的 国庫補助金や府補助金等のうち、償還（返還）の必要がある補助金等の償還を行います。</p> <p>2 事業の内容 過年度に交付を受けた国・府補助金等のうち、対象事業費の確定の結果、超過交付と判明したもの等が当初予算で予定していた額を超える見込みとなったため、不足分を増額補正します。</p> <p>3 事業費の内訳 （款）総務費 （項）総務管理費 （目）諸費 償還金、利子及び割引料 176,115千円（補助金等償還金）</p> <p>生活保護費等（医療扶助）国庫負担金 47,294千円 生活保護費等（生活扶助等）国庫負担金 22,397千円 子どものための教育・保育給付交付金（国庫） 23,382千円 新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金 22,235千円 ほか37件 70,807千円</p> <p style="text-align: right;">計 186,115千円</p> <p>（国：27件 165,938千円、府：11件 20,165千円、その他：3件 12千円）</p>						
担当課	財務部財政課			電話	直通 24-7035 内線 3322	

区 分	人件費補正					(単位：千円)
事業名	人件費補正（一般会計・特別会計）					継続
補正予算額 189,405	左の財源内訳					補正前予算額 7,726,370
うち一般会計 172,748	国	府	市債	その他	一般財源	補正後予算額 7,915,775
					172,748	
うち特別会計 16,657	国	府	市債	その他	一般財源	
				16,657		

1 事業の背景・目的

令和5年度当初予算に対し、職員の採用、退職、異動等、給与改定に伴う人件費の過不足を調整するため、人件費の補正を行います。

（ 人事院は、国家公務員の給与について、民間給与との較差を埋めるため、給与改定を実施するよう国会と政府に対して勧告を行いました。
本市においては、人事院勧告に準ずることが適切と判断し、同様の改定を行います。
（企業会計職員にも適用されます。）

2 事業の内容

(1) 一般職職員

人事異動等並びに給与改定に伴い、下記のとおり補正を行います。

○給料

初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料表の水準を引上げ、令和5年4月から遡及適用します。

○職員手当等

期末手当について、給与改定により支給月数の0.05月分（暫定再任用短時間勤務職員0.025月分）引上げを行います。

勤勉手当について、給与改定により支給月数の0.05月分（暫定再任用短時間勤務職員0.025月分）引上げを行います。

○共済費

共済費について、共済組合の適用率等の変更及び給与改定に伴う補正を行います。

(2) 会計年度任用職員

給与改定に伴い、下記のとおり補正を行います。

○報酬

一般職の給料表の改定に伴い、報酬の水準を引上げ、令和5年4月から遡及適用します。

○職員手当等

期末手当について、給与改定により支給月数の0.05月分引上げを行います。

○共済費

共済費について、給与改定に伴う補正を行います。

3 補正予算額の内訳

(単位：千円)

区分	計	職員の異動等	給与改定
一般会計	172,748	508	172,240
特別会計	16,657	5,816	10,841
計	189,405	6,324	183,081

【担当課所管事業分の補正額内訳】

・公立保育所運営事業（担当課：子ども政策室）	9,590 千円
・くりのみ園運営事業（担当課：子ども政策室）	814 千円
・学校図書館機能充実事業（担当課：学校教育課）	268 千円
・心の居場所づくり推進事業（担当課：学校教育課）	724 千円
・就学指導事業（担当課：学校教育課）	25 千円
・スクールサポーター配置事業（担当課：学校教育課）	2,896 千円
・幼稚園一般管理事業（担当課：子ども政策室）	2,020 千円
・放課後児童クラブ運営事業（担当課：生涯学習課）	24,834 千円
計	40,371 千円

【特別会計の補正額内訳】

・国民健康保険事業特別会計	△3,288 千円
・国民健康保険診療所費特別会計	1,110 千円
・休日急患診療所費特別会計	239 千円
・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	16,951 千円
・介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	685 千円
・後期高齢者医療事業特別会計	960 千円
計	16,657 千円

担当課	市長公室職員課	電話	直通 24-7034 内線 3232
-----	---------	----	--------------------

区 分	繰出金補正					(単位:千円)
事業名	国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費補正)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	641,180
△3,434					△3,434	補正後予算額
(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費						637,746
事業名	国民健康保険診療所費特別会計繰出金(人件費補正)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	13,460
1,110					1,110	補正後予算額
(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 診療所費						14,570
事業名	休日急患診療所費特別会計繰出金(人件費補正)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	9,863
239					239	補正後予算額
(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 休日急患診療所費						10,102
事業名	介護保険事業特別会計繰出金(人件費補正)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	1,429,730
16,951					16,951	補正後予算額
(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費						1,446,681
事業名	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(人件費補正)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	1,381,893
960					960	補正後予算額
(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費						1,382,853
担当課	財務部財政課			電話	直通 24-7035 内線 3322	

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			(単位:千円)
事業名	【下水道事業会計】 下水道事業 (特例的収支)			継続
補正予算額 (①+②)			—	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		—
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
—	—	—	—	—

1 事業の背景・目的

農業集落排水施設事業の行積長尾処理地区の公共下水道への施設統合を行うとともに、残る農業集落排水施設についても地方公営企業法の全部を適用し、下水道事業会計への経営統合を実施しました。

これらの変更に伴い、令和5年3月31日をもって特別会計は打切決算となることから、出納整理期間(4月1日～5月31日)が存在しないこととなったため、このことへの対応として、令和5年度福知山市下水道事業会計予算に「第4条の2 特例的収入及び支出」を計上しました。

この特例的収入及び支出について、令和4年度中の未収金及び未払金の額が確定したため、所要額を補正します。

2 事業の内容

予算第4条の2特例的収入及び支出の金額の確定

3 事業費の内訳

区分	当初予算額	補正額	補正後
特例的収入	28,877 千円	△1,124 千円	27,753 千円
特例的支出	124,162 千円	△58,577 千円	65,585 千円

担当課	上下水道部経営総務課	電話	直通 22-6503 内線 72-201
-----	------------	----	----------------------

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち			(単位：千円)
事業名	病院事業（病院事業会計）			継続
補正予算額（①+②）			432,590	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		19,866,500
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
615,804	432,590	—	—	20,299,090

1 事業の背景・目的

市民病院では、延患者数が減少しているものの、患者1人1日当たりの平均診療単価は上昇し、診療収入が増加しています。結核病床については、新型コロナウイルス感染症の確保病床として使用していましたが、本来の結核病床扱いとなり、延患者数、診療単価はともに減少する見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症に関する補助制度は全体的に縮小されていますが、病床確保に係る令和5年度上半期の補助金が確定し交付される見込みです。

一方、支出においては、薬品費が当初見込みを上回り予算が不足することが予測されます。

これらに対応するため、予算の補正を行います。

2 事業の内容

○業務の予定量（市民病院）

- 入院 年間延入院患者数を113,150人から106,945人に補正
1日平均患者数を310人から293人に補正
(一般病床306人→290人、結核病床2人→1人、感染症病床2人(補正無し))
1人1日当たり平均診療単価のうち、一般病床を72,600円から79,800円に、結核病床を113,000円から65,000円に、感染症病床を133,000円から100,500円に補正
- 外来 年間延外来患者数を241,785人から232,794人に補正
1日平均患者数を995人から958人に補正
1人1日当たり平均診療単価を20,100円から22,000円に補正

○収益的収入及び支出（市民病院）

■収益的収入		補正額
医業収益	入院収益	255,646千円
	外来収益	261,590千円
医業外収益	補助金 府補助金	98,568千円
収入合計		615,804千円
■収益的支出		補正額
医業費用	材料費 薬品費	382,408千円
医業外費用	雑支出 その他雑支出	50,182千円
支出合計		432,590千円

■補正後の収支差引 △592,952千円 (当年度純損失)
(補正前 △776,166千円)

○たな卸資産購入限度額 (市民病院) 補正額
552,010千円

担当課

市民病院事務部総務課

電話

代表 22-2101 内線 71-2211

◆ 条例関連議案

1 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課（直通）24-7034（内線）3232】

1 改正の理由

福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の期末手当の率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）改正条例第1条による改正の内容

ア 令和5年12月に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第9条第2項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	1. 75月	1. 65月	0. 1月増

イ 令和5年12月に支給する市長等の期末手当の率については、1. 65月とすることとした。

（附則第35項関係）

（2）改正条例第2条による改正の内容

ア 令和6年4月1日以降に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第9条第2項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	1. 70月	1. 75月	0. 05月減

イ 令和6年6月に支給する市長等の期末手当の率について、1. 65月とすることとした。

（附則第36項関係）

3 施行期日

（1）改正条例第1条による改正の内容 公布の日

（2）改正条例第2条による改正の内容 令和6年4月1日

2 福知山市一般職職員の給与に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課（直通）24-7034（内線）3232】

1 改正の理由

一般職職員の給与改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 改正条例第1条による改正の内容

ア 令和5年12月に支給する一般職職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

(第18条第2項及び第3項関係)

	改正後	現行	差
職員	1. 25月	1. 20月	0. 05月増
定年前再任用 短時間勤務職員	0. 700月	0. 675月	0. 025月増

イ 令和5年12月に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

(第18条の4第2項関係)

	改正後	現行	差
職員	1. 05月	1. 00月	0. 05月増
定年前再任用 短時間勤務職員	0. 500月	0. 475月	0. 025月増

ウ 一般職職員の給料表を改めることとした。

(別表第2関係)

(2) 改正条例第2条による改正の内容

ア 令和6年4月1日以降に支給する一般職職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

(第18条第2項及び第3項関係)

	改正後	現行	差
職員	1. 225月	1. 250月	0. 025月減
定年前再任用 短時間勤務職員	0. 6875月	0. 7000月	0. 0125月減

イ 令和6年4月1日以降に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

(第18条の4第2項関係)

	改正後	現行	差
職員	1. 025月	1. 050月	0. 025月減
定年前再任用 短時間勤務職員	0. 4875月	0. 5000月	0. 0125月減

3 施行期日

(1) 改正条例第1条による改正の内容 公布の日

(2) 改正条例第2条による改正の内容 令和6年4月1日

4 その他

改正の内容(1)は、公布の日から施行するが、ア及びイは令和5年12月1日に、ウは令和5年4月1日に遡り適用する。

3 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(一部改正)
【担当課：職員課 (直通)24-7034 (内線)3232】

1 改正の理由

会計年度任用職員の給与改定等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 改正条例第1条による改正の内容

ア 令和5年12月に支給する会計年度任用職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

(第9条第2項関係)

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	1. 25月	1. 20月	0. 05月増

イ 会計年度任用職員の給料表を改めることとした。

(別表第2関係)

(2) 改正条例第2条による改正の内容

ア 給与に勤勉手当を加えることとした。

(第2条第1項関係)

イ 令和6年4月1日以降に支給する会計年度任用職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

(第9条第2項関係)

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	1. 225月	1. 250月	0. 025月減

ウ 令和6年4月1日以降に新たに会計年度任用職員に支給する勤勉手当について定め、あわせて文言の整理を行うこととした。

(第10条から第18条関係)

3 施行期日

(1) 改正条例第1条による改正の内容 公布の日

(2) 改正条例第2条による改正の内容 令和6年4月1日

4 その他

改正の内容(1)は、公布の日から施行するが、アは令和5年12月1日に、イは令和5年4月1日に遡り適用する。

4 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（一部改正）

【担当課：社会福祉課 （直通）24-7012 （内線）2113】

1 改正の理由

個人番号を利用する事務の追加等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

個人番号の利用範囲に、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を加えることとした。

（別表第1、別表第2関係）

3 施行期日

公布の日

5 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 （直通）24-7083 （内線）6260】

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）第6条第2項に係る読替規定を加えることとした。

（第36条第3項関係）

（2）文言の整理を行うこととした。

（第15条第1項関係）

3 施行期日

公布の日

6 福知山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（一部改正）

【担当課：生涯学習課 （直通）24-7067 （内線）2118】

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

2年以内に放課後児童支援員認定資格研修の修了を予定している者を放課後児童支援員とみなすこととした。

(第11条第3項関係)

3 施行期日

公布の日

7 福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（一部改正）

【担当課：生涯学習課（直通）24-7067（内線）2118】

1 改正の理由

学校の夏季休業日の短縮実施に対応するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

8月の平日使用料について、8月の長期休業期間使用料又は9月の平日使用料を納付する必要がある場合は無料とすることとした。

(別表2関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

8 福知山市病院事業管理者の給与に関する条例（一部改正）

【担当課：市民病院（代表）22-2101（内線）71-2211】

1 改正の理由

福知山市病院事業管理者の給料表の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

給料表を改めることとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日

4 その他

令和5年4月1日に遡り適用する。

◆ その他議案

■ 財政調整基金の繰入れについて

【担当課：財政課 電話：(直通)24-7035 (内線)3320】

災害復旧関連の事業費の財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

繰入れ金額 149,451千円以内
繰入れの事由 福知山市財政調整基金条例第4条第2号による

○ 福知山市財政調整基金条例（昭和33年5月31日条例第27号）

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り一般会計の財源として議会の議決を経て使用することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

今回の繰入れにより、財政調整基金の令和5年度末残高見込額 31億7497万円となります。

(単位：千円)

①	②	③	④			⑤ (①+②+③-④)
R04 年度末 残高	歳計 剰余金	R05 年度 利子見込	原油価格・物価高騰 対策関連分	災害対応分		R05 年度末残高 (見込)
3,383,455	568,407	5,116	782,008			3,174,970
			R05 当初	8月 補正 (専決)	9月 補正 (追加分)	
			360,000	30,000	242,557	
				12月補正		
		149,451				

■ 工事請負契約の締結について

【担当課：生活環境課 電話：(直通)22-1827 (内線)6120】

- 1 工 事 名 第4期埋立処分場整備工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 724,367,600円
- 4 契約の相手方 公正・能見 共同企業体
代表者 福知山市夜久野町額田633番地の1
公正産業株式会社
代表取締役 衣川 浩 二
構成員 福知山市字雲原194番地
株式会社能見土建
代表取締役 曾 根 有 策

■ 工事請負契約の締結について

【担当課：教育総務課 電話：(直通)24-7061 (内線)5114】

- 1 工 事 名 南陵中学校特別教室棟外壁ほか改修工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 151,192,800円
- 4 契約の相手方 福知山市字観音寺304番地の16
株式会社柏原工務店
代表取締役 柏 原 崇 史

■ 公の施設に係る指定管理者の指定について（2件）

施設名称（位置）	指定管理者	指定期間 〔債務負担行為限度額〕 【担当課・連絡先】
福知山市芦田均記念館 福知山市字宮36番地	名称 芦田均元首相顕彰会 代表者 会長 藤田 晴雄	R6. 4. 1～R9. 3. 31 〔12,480千円〕 【文化・スポーツ振興課 ・(直通)24-7033(内線)3134】
福知山市駅前広場及び福知山市自転車等駐車場 福知山市駅前町1037番地ほか	名称 有限会社 京都事務機販売 代表者 代表取締役 水間 信成	R6. 4. 1～R13. 3. 31 〔330,140千円〕 【都市・交通課 ・(直通)24-7050(内線)4319】

■ 損害賠償の額について

【担当課：道路河川課 電話：(直通)24-7054 (内線)4212】

令和5年7月27日、福知山市字前田地内の市道林の前上すき線において、相手方が所有する車両が、路面沈下部分を通過したところ、沈下が生じていないマンホールと接触し、車体下部を損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 325,600円

■ 損害賠償の額について

【担当課：道路河川課 電話：(直通)24-7054 (内線)4212】

令和5年9月13日、福知山市夜久野町小倉地内の市道小倉線において、相手方が所有する車両を路肩に寄せたところ、側溝蓋が跳ね上がり、車体下部を損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 189,057円

■ 福知山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

【担当課：まちづくり推進課 電話：(直通)24-9174 (内線)4154】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を要する。

1 変更の概要

医療機器等の更新・整備、三和診療所医療機器等の更新・整備を第8項に追加する。

■ 公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更について

【担当課：大学政策課 電話：(直通)24-7039 (内線)3117】

地方独立行政法人法第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更を認可するにあたり、同条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

1 変更の概要

令和6年4月の福知山公立大学の大学院修士課程の開設、及び情報学部において本年度末に初めての卒業生が出ることを踏まえ、教育研究の機会をさらに拡充するために、令和6年度より学部に研究生制度を設けることとし、学部研究生の入学料等(入学料、授業料、入学検定料)を設定する。

◆ 報 告

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課 【連絡先】
令和5年 11月16日 専決第6号	令和5年5月10日、福知山市和久市町地内の駐車場において、境界ブロックに公用車が接触し、当該ブロックを損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	72,490 円	高齢者福祉課 【(直通)24-7013・ (内線)2144】